

第5章 若者の社会的自立

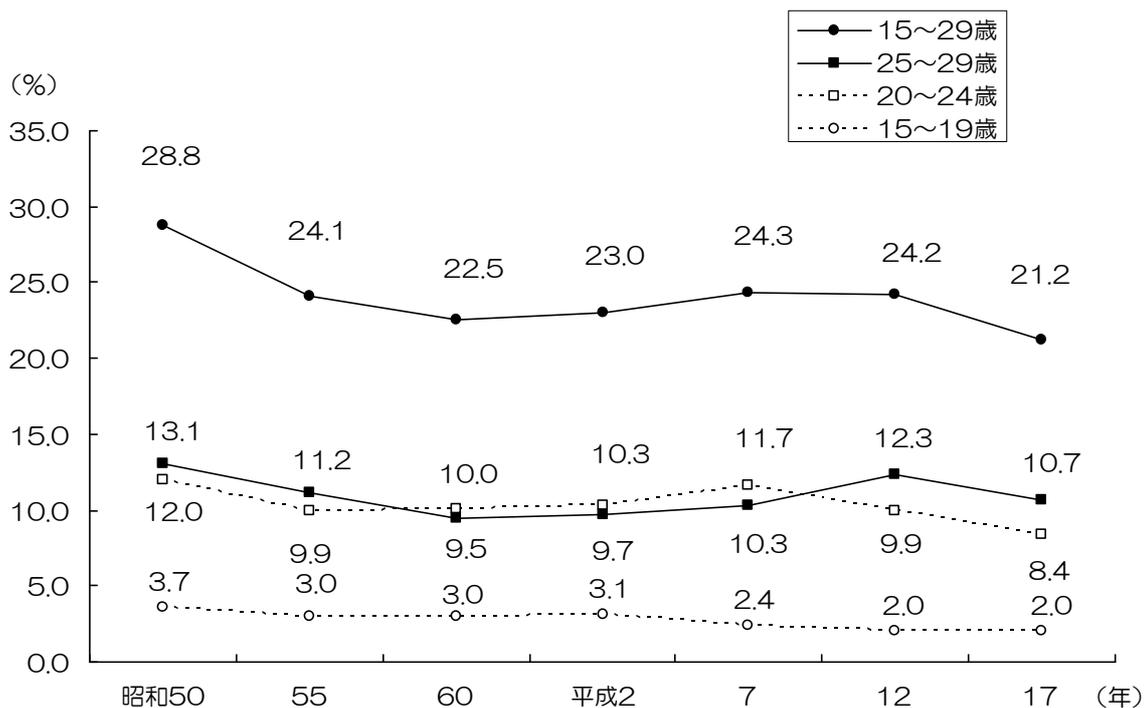
第1節 若者の労働

1. 労働力人口

平成17年の滋賀県の若者人口（15～29歳）は、260,294人で、このうち労働力人口は151,271人（58.1%）となっており、その内訳は、平成17年には15～19歳が14,256人、20～24歳が60,258人、25～29歳が76,757人となっています。

総労働力人口に占める若者労働力人口（15～29歳）の割合は、昭和45年から60年までは減少傾向にあり、昭和60年から平成12年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成17年はふたたび減少しています。平成17年の割合は21.2%で、これを年齢階級別にみると、15～19歳が2.0%、20～24歳が8.4%、25～29歳が10.7%となっています。

第5-1-1図 若者労働力人口の割合の推移



（資料）総務省「国勢調査」より

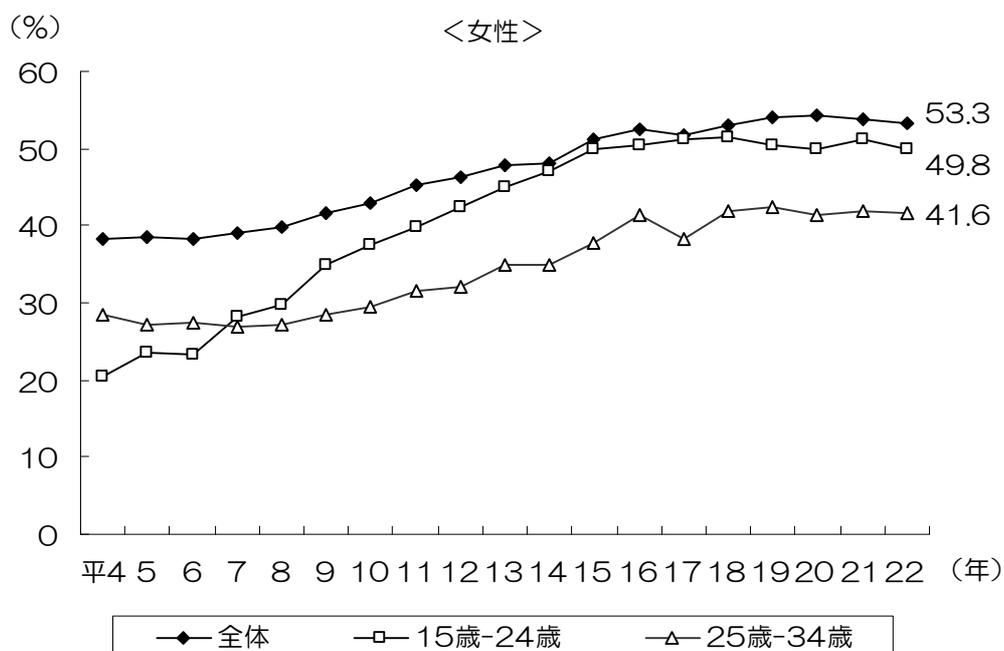
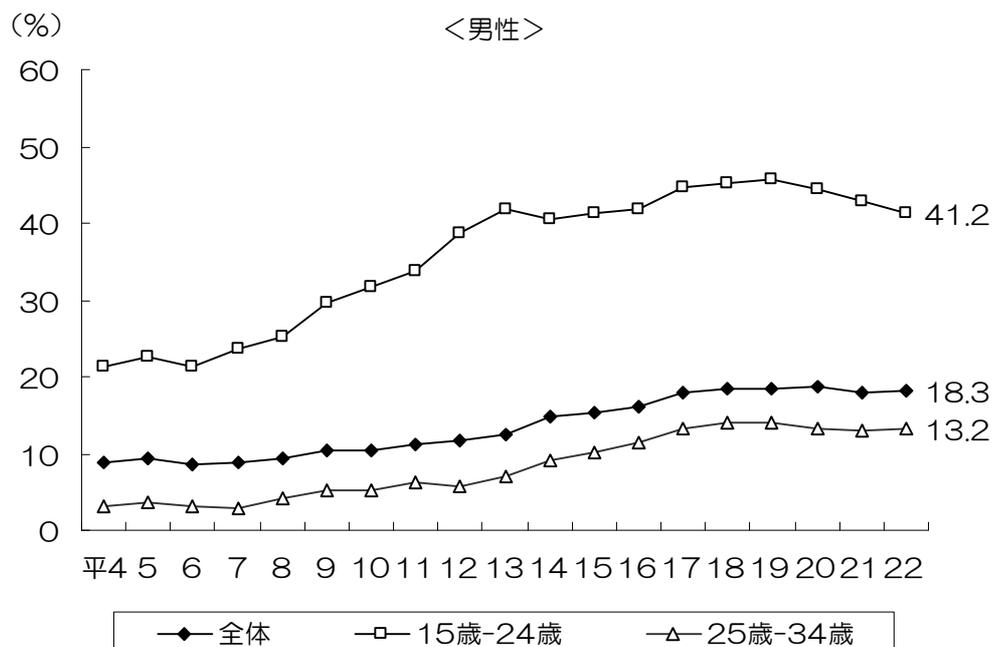
2. 雇用形態の状況（非正規雇用者比率の推移）

全国ベースで平成4年から平成22年までの男性の非正規雇用者の比率の推移を見ると、全体と15歳から24歳の年齢では、それぞれ、8.9%から18.3%、21.2%から41.2%へと約2倍に増加しており、特に、15歳から24歳の年齢では、その比率は全体に比べてかなり高くなっています。また、25歳から34歳の年齢では、3.1%から13.2%へと4倍以

上に増加しています。

同じく、平成4年から平成22年までの女性の非正規雇用者の比率の推移を見ると、全体と25歳から34歳の年齢では、それぞれ、38.3%から53.3%、28.4%から41.6%へと約1.5倍に増加している中で、15歳から24歳の年齢では20.4%から49.8%と約2.4倍に増加しています。

第5-1-2図 非正規雇用者の比率の推移（全国）



（資料）総務省「労働力調査」より

3. 産業別就業状況

平成 17 年の本県における 15 歳以上就業者のうち、第 1 次産業（農業、林業、漁業）に就業するものが 3.7%、第 2 次産業（鉱業、建設業、製造業）に就業するものが 34.4%、第 3 次産業（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、公務）に就業するものが 60.5%となっています。

15 歳以上就業者数を昭和 50 年以降の年次別推移でみると、第 1 次産業は就業者数が減少してきていますが、逆に第 3 次産業は就業者数が増加してきています。平成 17 年には第 2・3 次産業の就業者が 95%を占めるに至っています。

若者の就業者（15～29 歳）についてみると、平成 17 年には、第 1 次産業が 0.5%、第 2 次産業が 32.5%、第 3 次産業が 65.0%となっています。

若者の就業者数の 15 歳以上就業者総数に占める構成比は減少傾向にあり、昭和 50 年には 28.6%を占めていたのが、平成 17 年には 20.4%となっています。

さらに、当該就業者数を産業別にみた場合、昭和 50 年以降、第 1・2 次産業の就業者数は減少傾向を示し、第 3 次産業の就業者数は増加傾向を示しています。

第5-1-1表 就業者数の割合の推移（15～29歳）

産業	年次	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
		全産業							
15歳以上就業者総数 (人)		486,220	488,620	520,211	555,535	600,978	654,947	669,487	680,478
15～29歳就業者数 (人)		152,403	139,961	124,652	123,817	136,459	155,853	158,547	139,149
15～29歳就業者率 (%)		31.3	28.6	24.0	22.3	22.7	23.8	23.7	20.4
第1次産業									
15歳以上就業者数 (人)		134,076	87,787	60,961	46,399	34,527	33,047	23,518	25,145
15歳以上就業者率 (%)		27.6	18.0	11.7	8.4	5.7	5.0	3.5	3.7
15～29歳就業者数 (人)		10,946	4,266	2,031	1,199	735	663	769	751
15～29歳就業者率 (%)		7.2	3.0	1.6	1.0	0.5	0.4	0.5	0.5
第2次産業									
15歳以上就業者数 (人)		171,011	189,144	208,216	229,897	255,076	267,257	259,531	234,322
15歳以上就業者率 (%)		35.2	38.7	40.0	41.4	42.4	40.8	38.8	34.4
15～29歳就業者数 (人)		76,742	67,161	51,950	51,919	59,978	66,971	62,058	45,269
15～29歳就業者率 (%)		50.4	48.0	41.7	41.9	44.0	43.0	39.1	32.5
第3次産業									
15歳以上就業者数 (人)		181,085	210,549	250,556	278,104	309,539	352,168	378,477	411,386
15歳以上就業者率 (%)		37.2	43.1	48.2	50.1	51.5	53.8	56.5	60.5
15～29歳就業者数 (人)		64,695	68,176	70,582	70,428	75,095	87,438	92,719	90,451
15～29歳就業者率 (%)		42.4	48.7	56.6	56.9	55.0	56.1	58.5	65.0
分類不能									
15歳以上就業者数 (人)		48	1,140	478	1,135	1,836	2,475	7,961	9,625
15～29歳就業者数 (人)		20	358	89	271	651	781	3,001	2,678

（資料）総務省「国勢調査」より

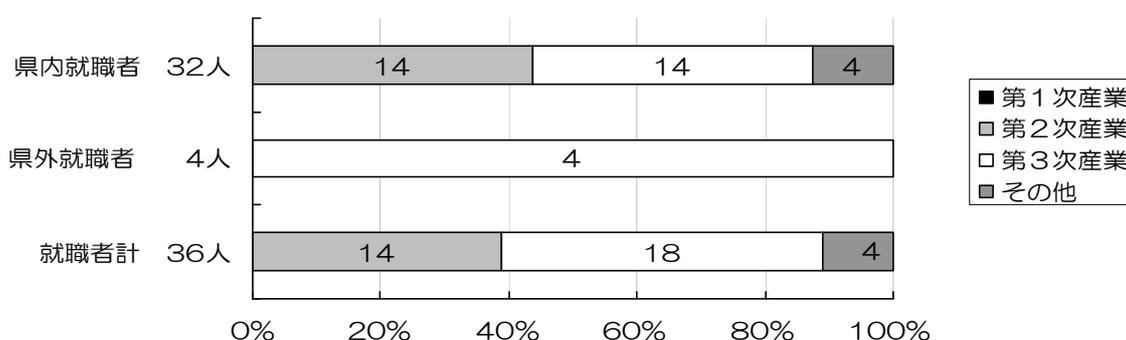
第2節 就職・離職等の状況

1. 新規学卒者の就職状況

(1) 中学校

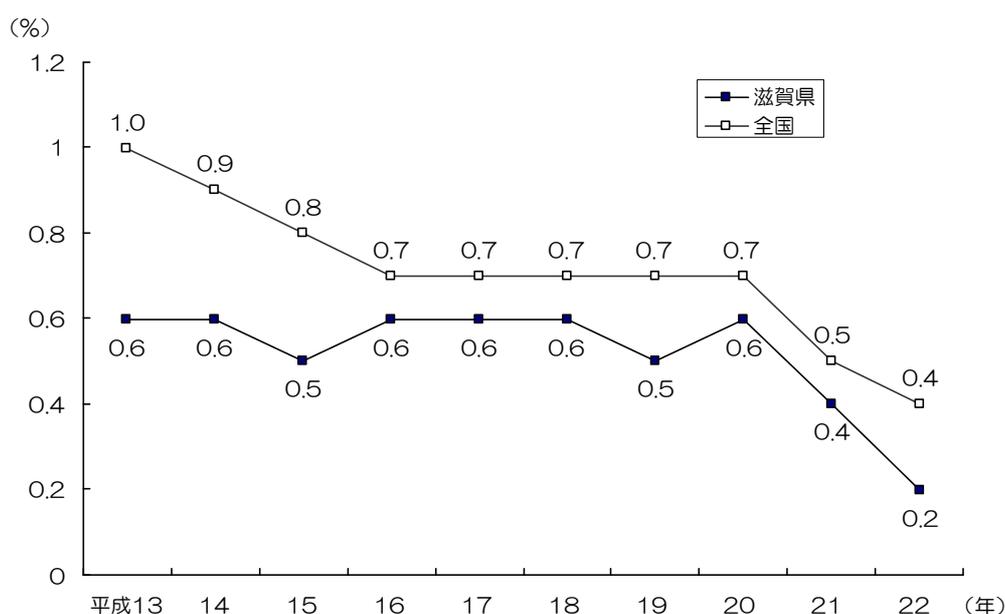
平成22年3月の中学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は33人（男子21人、女子12人）で、高等学校等に進学しながら就職している者は3人（男子1人、女子2人）でした。就職者総数は36人（男子22人、女子14人）となり、卒業生全体に占める割合である就職率は0.2%で、前年より0.2ポイント低下しました。これらを産業別にみると第1次産業0人、第2次産業14人（38.9%）、第3次産業18人（50.0%）、その他4人（11.1%）となっています。

第5-2-1図 産業別就職者数（中学校）



（資料）滋賀県総務部統計課「学校基本調査」より

第5-2-2図 中学校卒業者の就職率の推移

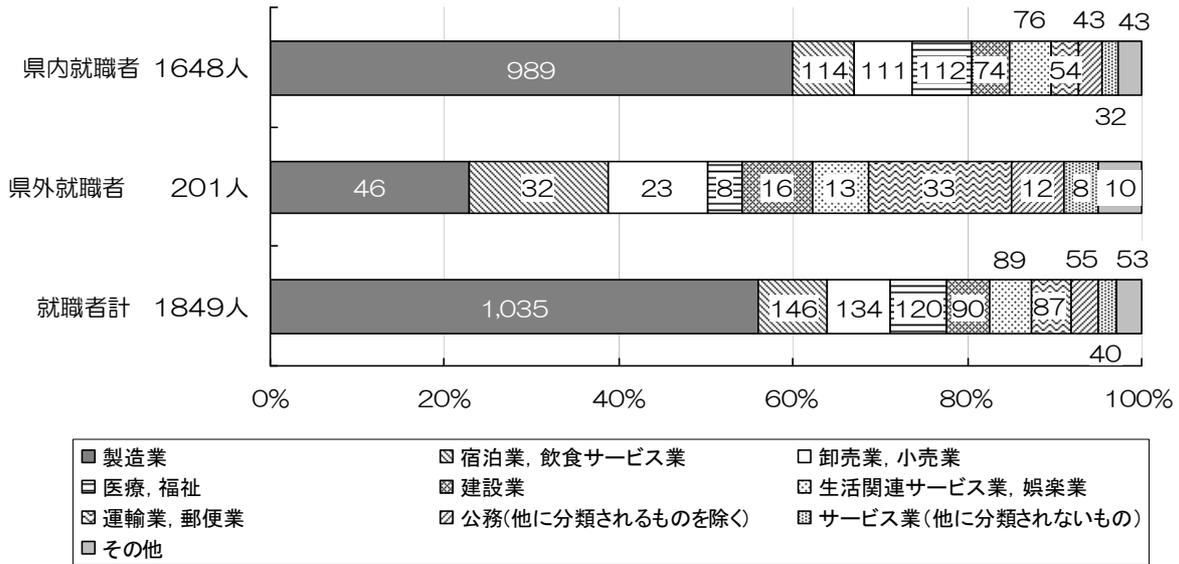


（資料）滋賀県総務部統計課「学校基本調査」より

(2) 高等学校

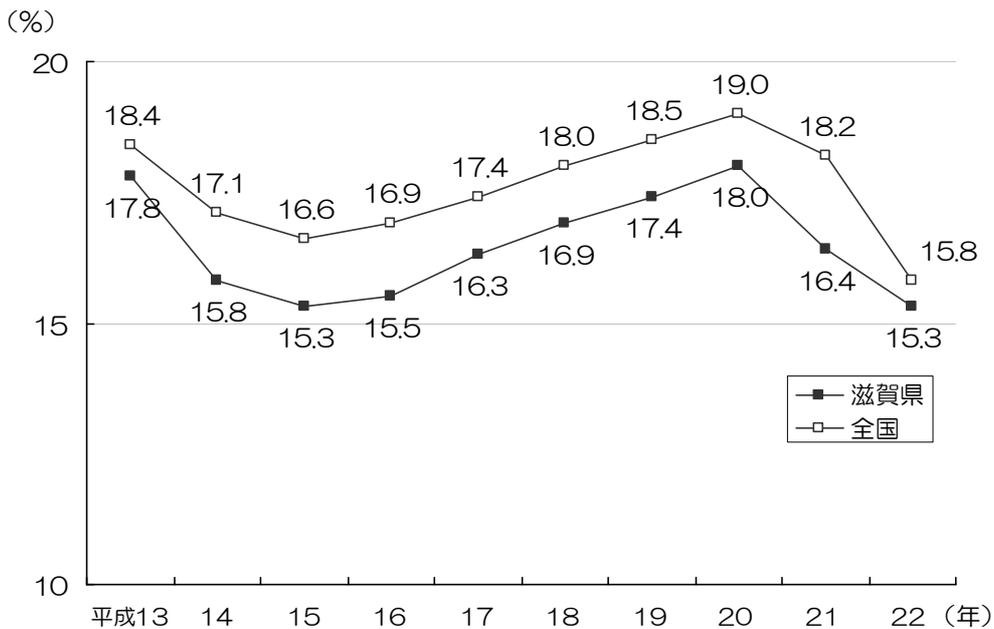
平成22年3月高等学校卒業者のうち純就職者（就職のみの者）は1,847人（男子1,026人、女子821人）で、進学就職者（大学等へ進学しながら就職している者）は2人（男子1人、女子1人）でした。就職者総数は1,849人（男子1,027人、女子822人）となり、就職率は15.3%で、前年より1.1ポイント低下しました。産業別の就職者数は、下図のとおりとなっています。

第5-2-3図 産業別就職者数（高等学校）



(資料) 滋賀県総務部統計課「学校基本調査」より

第5-2-4図 高等学校卒業者の就職率の推移



(資料) 滋賀県総務部統計課「学校基本調査」より

2. 離職状況

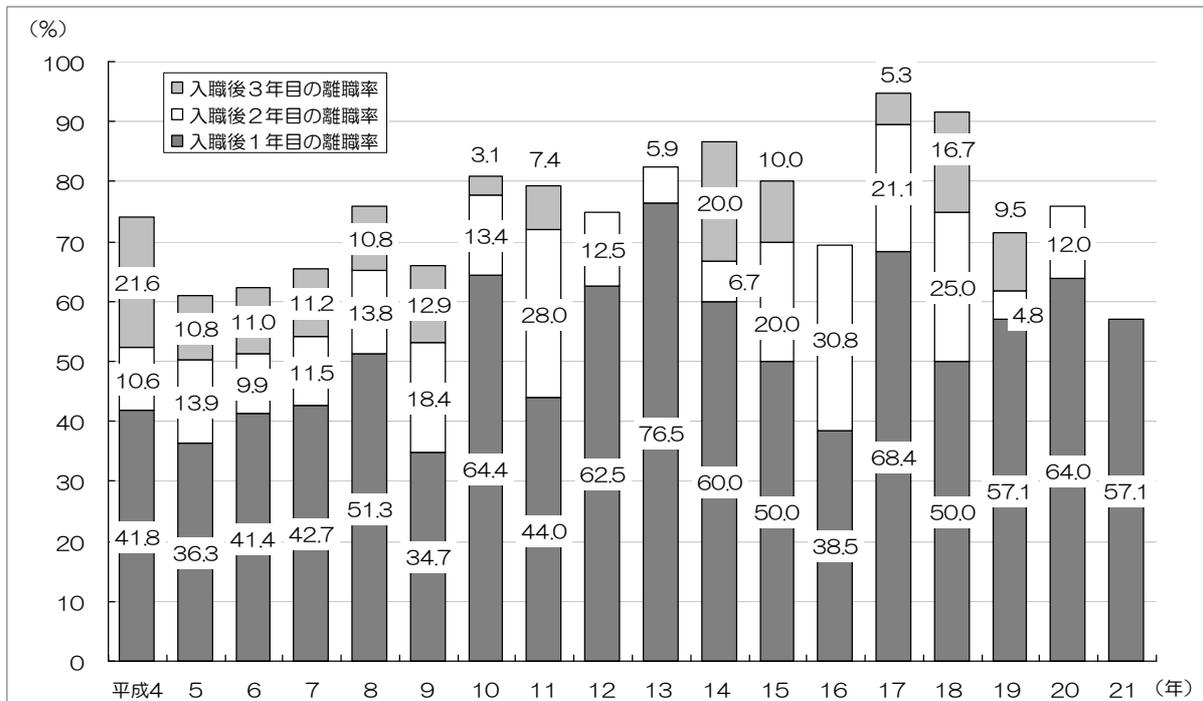
中学校および高等学校卒業者の離職状況をみると、新規卒者のうち就職後1年間の離職率は、平成21年3月卒業者の場合、中学校卒業者では57.1%、高等学校卒業者では13.7%となっています。

また、平成19年3月卒業者の就職後3年間の動きをみると、中学校卒業者の離職率は1年目57.1%、2年目4.8%、3年目9.5%（累計71.4%）となっています。

高等学校卒業者の離職率は、1年目16.8%、2年目12.1%、3年目6.7%（累計35.6%）となっています。

このことから、中学校卒業者、高等学校卒業者のいずれも就職後1年目に離職する率が高く、また、就職後3年間で離職する者の割合は、中学校卒業者で7割を超え、高等学校卒業者でも4割近くが離職しています。

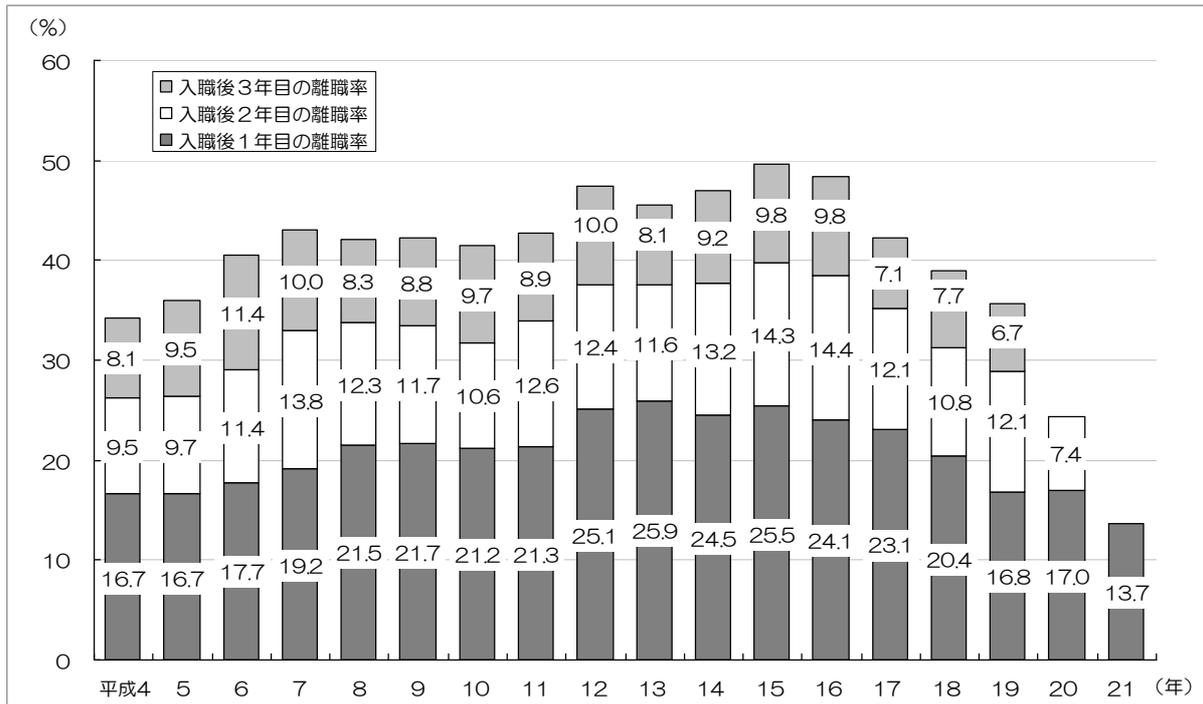
第5-2-5図 中学校卒業者の離職状況（県内）



(備考) 各年3月卒

(資料) 滋賀労働局職業安定部

第5-2-6図 高等学校卒業者の離職状況（県内）



（備考）各年3月卒

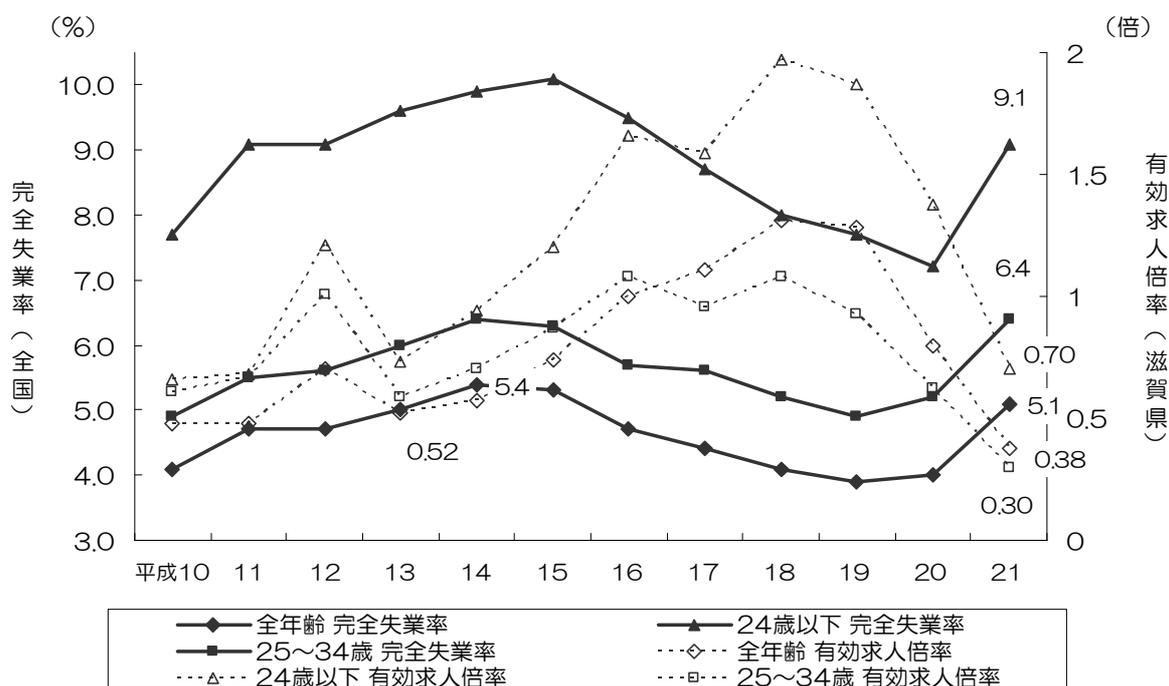
（資料）滋賀労働局職業安定部

3. 失業状況

全国の完全失業率は、平成 14(2002)年の 5.4%をピークに年々減少していましたが、平成 20(2008)年は世界経済の減速により上昇に転じ、21(2009)年はさらに悪化し 5.1%となりました。また、滋賀の有効求人倍率についても、平成 13(2001)年度の 0.52 倍から年々上昇し、平成 16(2004)年度からは 1.00 倍を超えるなど、雇用情勢の回復傾向が続いていましたが、平成 20(2008)年度は 1.00 倍を下回り、平成 21(2009)年度はさらに悪化し 0.38 倍となりました。

また、若年者についてみると、24歳以下の有効求人倍率は全年齢平均よりも高く推移しているにもかかわらず、完全失業率は高くなっており、若年者の雇用のミスマッチが生じています。

第5-2-7図 有効求人倍率（滋賀県）および完全失業率（全国）推移



(備考) 有効求人倍率の年度値は、全年齢は月平均、年齢別は10月の数値

(資料) 滋賀県労働局職業安定部「職安統計年報」、総務省統計局「労働力調査」より

第3節 労働条件

1. 賃金

(1) 所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

「平成21年賃金構造基本統計調査」により、県内の男女別の給与額は、下表のとおりとなっています。

第5-3-1表 県内男女別・産業別所定内給与額および年間賞与その他特別給与額

単位(千円)

		産業計		建設業		製造業		卸売業、小売業		金融業、保険業		サービス業	
		所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
平成18年	男	322.3	1,036.3	359.3	701.8	323.2	1,154.8	315.2	939.0	424.7	1,705.4	302.1	797.4
	女	215.3	540.9	213.9	360.3	200.7	572.4	208.2	350.6	250.4	819.9	202.8	382.1
平成19年	男	325.3	1,093.7	334.5	637.4	325.4	1,215.1	298.2	864.6	402.4	1,789.3	319.9	1,026.3
	女	220.2	595.5	235.6	400.2	200.0	585.4	203.5	347.3	253.9	931.3	224.8	636.6
平成20年	男	319.5	1,061.0	328.7	706.9	315.0	1,187.4	314.8	912.1	379.2	1,746.7	320.1	1,064.4
	女	219.6	587.5	210.8	627.6	202.8	607.3	202.0	388.3	248.2	930.7	221.4	557.6
平成21年	男	314.4	1,009.1	314.7	594.3	310.5	1,091.4	303.5	906.1	386.0	1,641.9	240.6	509.0
	女	221.0	616.8	198.5	311.8	208.4	588.0	202.7	453.4	238.3	833.0	188.5	406.9

(資料) 厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」より

(2) 初任給

「平成21年賃金構造基本統計調査」により、学歴別・男女別の初任給は、下表のとおりとなっています。

第5-3-2表 県内男女別・学歴別初任給

		大卒		高専・短大卒		高卒	
		初任給額(千円)	格差(東京=100)	初任給額(千円)	格差(東京=100)	初任給額(千円)	格差(東京=100)
平成17年	男	190.3	93	162.4	90	157.7	94
	女	177.8	91	155.3	91	153.1	96
平成18年	男	188.7	89	171.1	96	157.6	95
	女	177.1	89	164.3	93	150.1	93
平成19年	男	188.1	91	164.1	91	158.9	94
	女	180.4	92	162	91	157.1	96
平成20年	男	198.9	96	165.1	91	161	95
	女	190.3	95	160.3	89	155.7	92
平成21年	男	198.7	94	175.1	95	156.6	91
	女	190.7	93	171.1	92	151.6	90

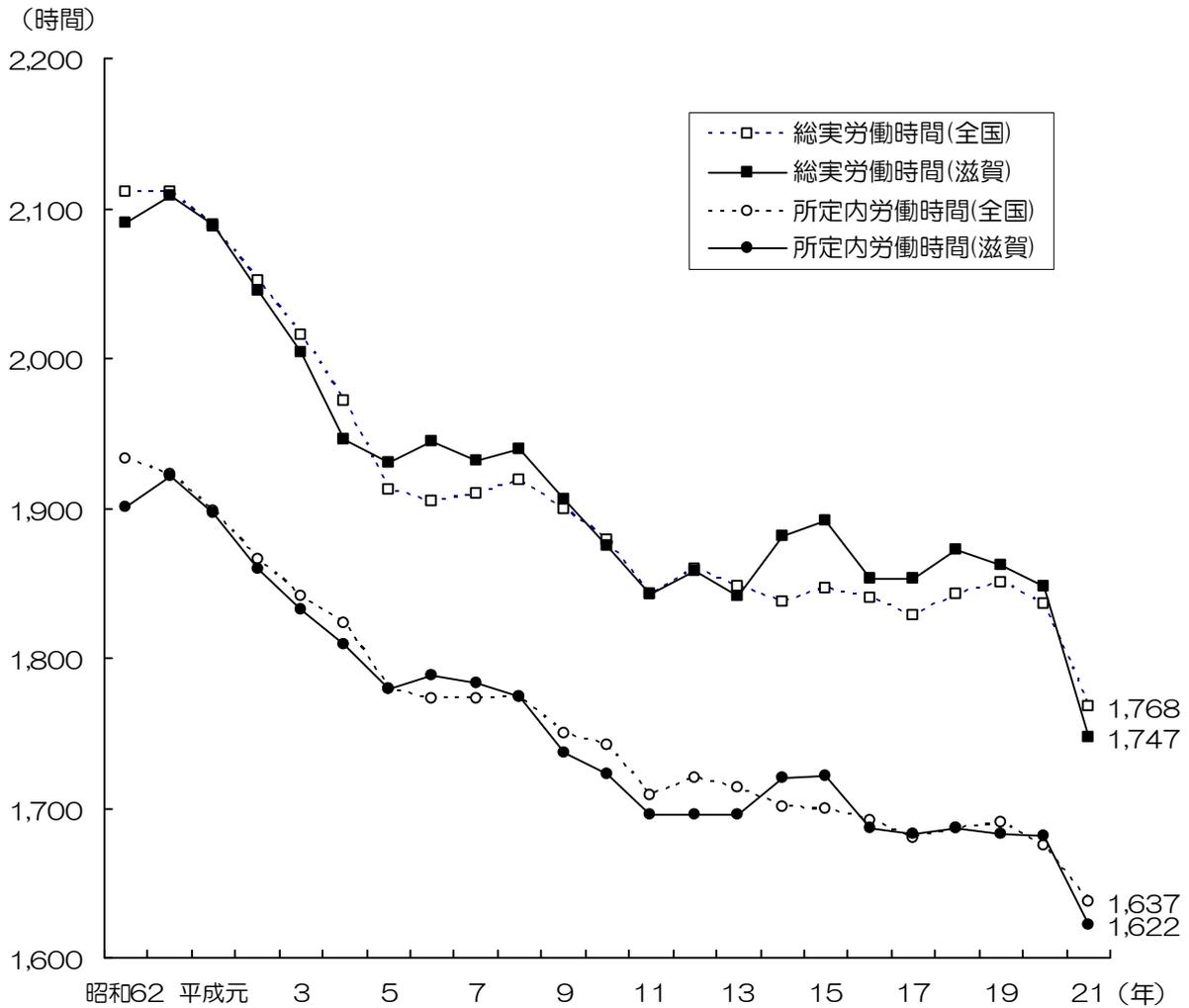
(注) *は新規学卒採用者が少ないため、数字の利用に注意

(資料) 厚生労働省「平成21年賃金構造基本統計調査」より

2. 労働時間

平成21年における県内の勤労者の労働時間の状況を「毎月勤労統計調査」でみると、全産業平均の年間総実労働時間は1,747時間となりました。

第5-3-1図 年間労働時間の推移（全国・滋賀県）



(備考) 事業所規模30人以上

(資料) 厚生労働省、滋賀県総務部統計課「毎月勤労統計調査」より

第4節 ニート

1. ニートの定義

「ニート（NEET）」とは、1999年にイギリス内閣府が作成した調査報告“Bridging The Gap”により、認知されるようになったもので、「Not in Education, Employment or Training」の各頭文字をとり、「学校にも行かず、働いてもないし、職業訓練にも参加していない若者」のこととされています。

日本では、厚生労働省が、15歳から34歳までの非労働力人口で通学もしていない、家事もしていない者としています（すなわち、非就業、非求職、非通学、非家事であり、最初の2つで非労働力人口となる）。

若年労働力に職業能力が蓄積されず、社会全体の競争力・生産性が低下する要因ともなることから、ニート対策は、若年者就労支援の課題の一つとなっています。

2. ニートの状況

ニートは外から見えにくく、流動的で移動もあり、個人情報保護との関係もあって、その実態把握が難しいですが、就業構造基本調査を用い下記(1)、(2)のように推計されています。

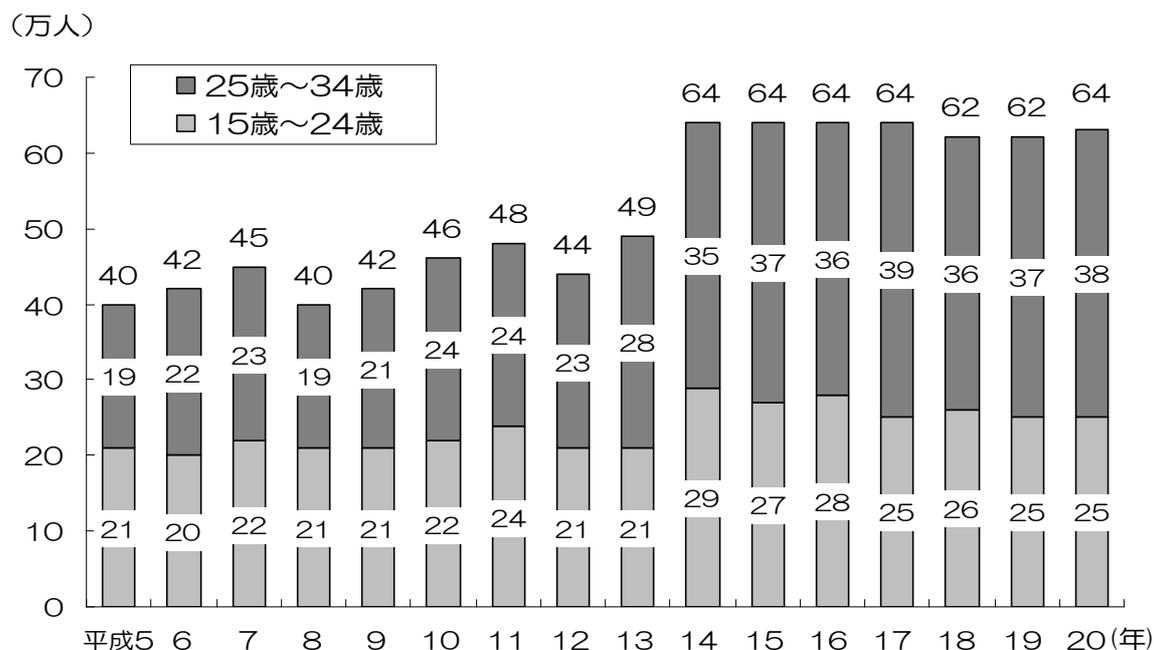
(1) 全国のニートの状況

平成20年 64万人（平成12年 44万人 厚生労働省調べ）

(2) 滋賀県のニートの状況

平成19年 約6,300人（就業構造基本調査から推計）

第5-4-1図 ニート数の推移（全国）



(資料) 厚生労働省「平成21年版労働経済の分析（労働経済白書）」より

※ 四捨五入の関係から合計と内訳が必ずしも一致しない。